

ごみ減量施策（案）について

I. 重点目標

1 期限	令和8年3月末まで（一般廃棄物処理基本計画の終期）
2 指標	燃やせるごみ排出量
3 目標値	82.1トン/日（R4実績104.2トン、達成まで▲22.1トン・▲21.2%）

【背景・理由】

- (1) 一般廃棄物処理基本計画では、平成28年4月策定時の目標として、「1人1日あたりのごみ排出量 970グラム」を定め、さらに、令和3年4月改定時の重点目標として「燃やせるごみ排出量 29,983トン/年（82.1トン/日）」を加え、どちらも脱炭素・循環型社会の形成には、達成が必要不可欠です。
- (2) 令和8年3月稼働の新ごみ焼却施設の処理能力を超過した場合には、次の影響が想定され、この観点からは、「燃やせるごみ排出量」の減量が喫緊の課題です。
 - ① 新ごみ焼却施設の処理能力に対して、燃やせるごみ排出量が、平日は超過するものの土日祝日で処理できる範囲の場合、平日において、ごみステーションや事業所からの収集遅延が生じることで、衛生的な生活環境や安定した事業活動への影響が懸念されます。
 - ② 新ごみ焼却施設で処理しきれない燃やせるごみ排出量の場合、受入制限や焼却処理の外部委託、現ごみ焼却施設の運転継続等が必要となり、新たに大きな財政負担が生じることが懸念されます。
- (3) 「燃やせるごみ排出量」の減量は、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）のどの取組でも効果が期待できます。

特に、可燃ごみ組成分析に基づく排出時点の推計からは、再資源化（リサイクル）できる資源物と、発生抑制（リデュース）できる生ごみ等が多く含まれ、この減量によって、目標達成が可能なことが分かっています。
- (4) このため、「ごみ減量施策について」の調査審議における重点目標は、令和8年3月までに、燃やせるごみ排出量を、1日あたり82.1トン以下に削減することとします。
- (5) なお、「1人1日あたりのごみ排出量」の減量は、再資源化（リサイクル）を行ってもごみの総排出量に変化がないことから、ごみの発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）の2Rによる、ごみを出さないライフスタイルへの転換が必要です。

このため、まずは再資源化（リサイクル）に重点を置いた「燃やせるごみ排出量」の減量に取り組みながら、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）によるごみを出さないライフスタイルへの転換について、中長期的に取り組むこととします。

II. 燃やせるごみ減量の進め方

1 ごみ緊急事態宣言

(1)目的

令和8年3月までに、新ごみ焼却施設の処理能力に応じて燃やせるごみ排出量を1日あたり82.1トン以下とする重点目標達成のため、本市の燃やせるごみ排出量が、既に緊急事態にあることを市長が宣言し、市民・事業者と危機意識を共有して燃やせるごみ排出量の減量に取り組みます。

令和6年度中に、目標達成が可能か困難かを判断することとし、困難と判断した場合には、令和8年度の出来る限り早期でのごみ有料化導入に向けて、速やかにごみ有料化に必要な方針策定や条例改正の事務作業に着手します。

(2)背景・理由

①未来を担う子どもたちの住みよい地球環境を創出するため

- ・本市は、私たちが愛する会津若松市を未来の「あいづっこ」に引き継ぐために、市民・事業者・市が一体となり、地域全体で地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の削減に取り組み、「ゼロカーボンシティ会津若松」を目指すことを宣言しました。
- ・ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、素材代替（リニューアブル）の推進は、ゼロカーボンシティ会津若松の主要な方向性の一つであり、脱炭素・循環型社会の形成に必要不可欠です。

②燃やせるごみの排出量を新ごみ焼却施設の処理能力以下とするため

- ・新ごみ焼却施設の処理能力は、施設整備と運営に要する財政負担が、未来を担う子どもたち世代に過度な負担とならないことを十分配慮した上で、最大限の施設規模を確保したものです。
- ・燃やせるごみの排出量が新ごみ焼却施設の処理能力を超過した場合、収集遅延や排出規制による衛生的な生活環境や安定した事業活動への影響が懸念され、これを回避する必要があります。

③ごみ処理経費の抑制による持続可能なごみ処理体制の構築のため

- ・ごみ処理事業全体の経費は、様々な経費が年々増加していることに加え、人口減少により1人あたりの経費が急激に増加しています。令和4年度のごみ処理事業全体の経費と過去5年間で伸びは、総額では約16.7億円（7%増）ですが、1人あたりでは約14,600円（14%増）となっています。
- ・持続可能なごみ処理体制を構築するためには、ごみ減量による収集運搬経費の削減、適正な施設規模の維持、中間処理・最終処分場の延命化が必要です。
- ・特に、燃やせるごみ排出量が、新ごみ焼却施設の処理能力を超過し、外部委託や現ごみ焼却施設の運転継続に伴う財政負担が生じることは、絶対に回避しなければなりません。

(3)宣言日及び期間

①宣言日 令和6年5月下旬（予定）

②期 間 宣言日から最長で令和7年3月末まで

③指 標 燃やせるごみ排出量

④目標値 前年同月比20%以上（※）の削減

※ 令和4年度排出実績から目標達成まで必要な削減率21.2%から目標値20%を設定。実際には令和5年度排出実績が確定後に改めて設定。

(4)判断基準

No.	削減率（前年同月比）			判断	内容・条件
	9月	12月	3月		
1	20%以上			達成	<p>【燃やせるごみ減量を継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、令和7年3月まで、20%以上の削減率を維持できない場合には、未達成と判断。 ・また、令和7年度以降、燃やせるごみ排出量が82.1t/日を超過した場合も、未達成と判断。
2	6%以上 ～ 20%未満	12%以上 ～ 20%未満	-	留保	<p>【判断を留保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・留保期間は、最長で令和7年3月まで。
3	6%未満	12%未満	20%未満	未達成	<p>【ごみ有料化導入の作業を開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度早期にごみ有料化を導入することとし、速やかに、ごみ有料化に必要な方針策定や条例改正の事務作業に着手。 ・上記No.2「留保」を経たことにより、有料化導入が遅れる場合は生活系ごみの排出規制が必要となる可能性がある（例：一物品目の収集停止、生ごみ限定の収集など）。

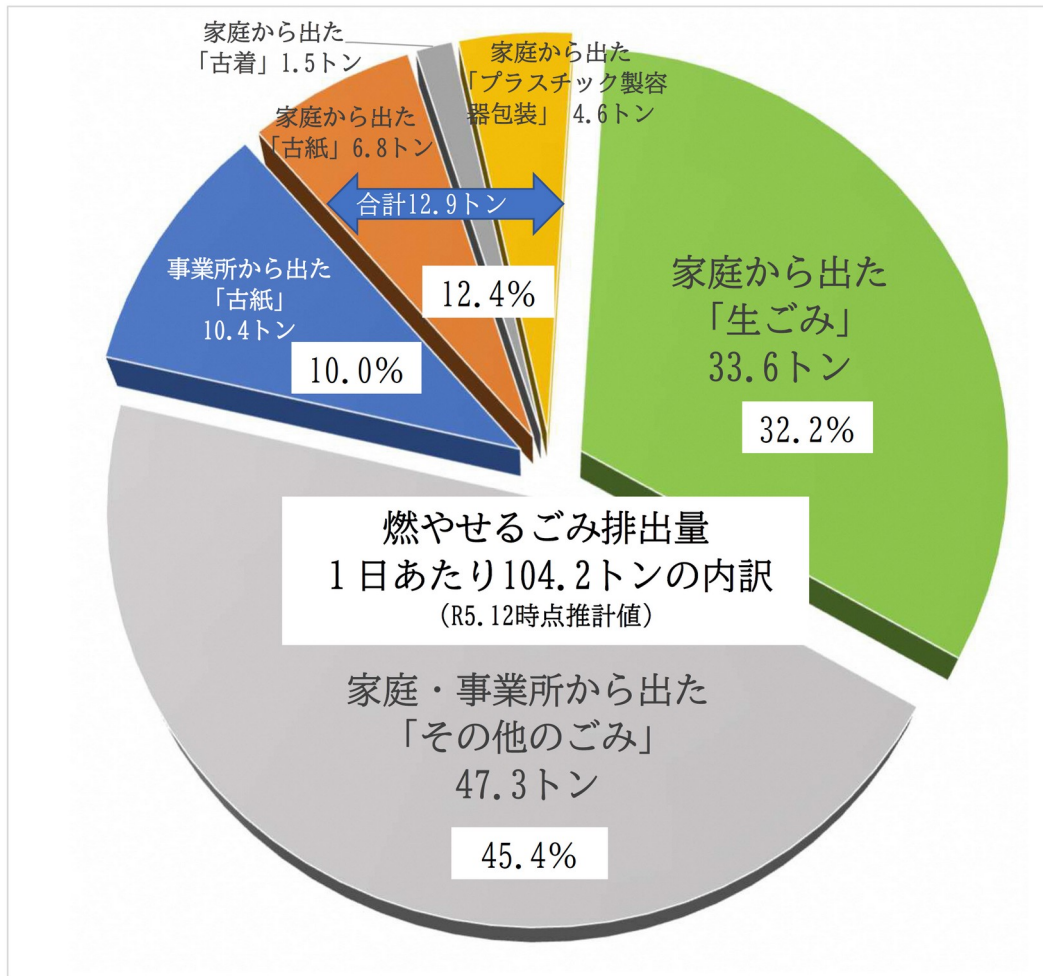
(参考) 燃やせるごみ排出量の四半期推移

区分	(t/日)			
	第1四半期 (91日間)	第2四半期 (183日間)	第3四半期 (275日間)	通年 (365日間)
R2年度	115.9	115.5	113.4	108.7
R3年度	111.5	112.6	110.2	105.2
R4年度	109.9	111.0	108.5	104.2
R5年度	105.2	104.6		
差 (R5-R4)	▲4.7	▲6.4		
R5-R4の対前年度比 (%)	▲4.3%	▲5.8%		

(5)緊急減量期間中の3つの行動

No.	行 動	主体
1	家庭での資源物の分別 (1)「古紙」「プラスチック製容器包装」「古着」の分別	市 民
2	家庭での生ごみの減量 (1)食材・食品の「適量購入」、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」により、生ごみを発生させない (2)発生した生ごみは、消滅型生ごみ処理容器「キエーロ」や「コンポスト」を活用し、各家庭で消滅化・堆肥化 (3)燃やせるごみとして排出する場合は「乾燥化」や「水切り」を徹底	
3	事業所での古紙の資源化 (1)事務所内での古紙の分別保管 (2)買取業者や収集運搬許可業者を利用した「古紙」の再資源化	事業者

(6) 3つの行動による減量可能性



■燃やせるごみ排出量の内訳（推計値）

排出元	区分	1日あたりの排出量 (トン/日)	構成割合 (%)
家庭	「古紙」「プラスチック製容器包装」「古着」	12.9	12.4
	「生ごみ」	33.6	32.2
事業所	「古紙」	10.4	10.0
小計（減量可能なもの）		56.9	54.6
家庭・事業所	「その他のごみ」	47.3	45.4
合計		104.2	100.0

燃やせるごみ排出量
1日あたり82.1トン/日以下
が理論上達成可能

燃やせるごみ排出量
対前年同月比20%減
が理論上達成可能

2 ごみ処理有料化する場合の方向性

(1)有料化の対象とするごみ

分別区分		有料化	
8種	16分別		
(1)燃やせるごみ	①燃やせるごみ	○	
(2)燃やせないごみ	②燃やせないごみ	○	
資源物	(3)かん類	③スチール缶	—
		④アルミ缶	—
	(4)びん類	⑤無色びん	—
		⑥茶色びん	—
		⑦その他びん	—
	(5)プラスチック類	⑧ペットボトル	—
		⑨プラスチック製容器包装	—
		⑩プラスチック製品	—
	(6)古紙類	⑪新聞紙	—
		⑫雑誌・雑がみ	—
		⑬ダンボール	—
		⑭紙パック	—
	(7)古布類	⑮古着	—
	(8)粗大ごみ	⑯粗大ごみ	○

(2)手数料の徴収方法

有料の「指定袋」及び「シール」の販売

(3)手数料の料金体系

生活系可燃ごみの有料化を実施している市区町村のうち、約9割が採用している「排出量単純比例型」を基本とします。

	料金体系図	料金体系の仕組み	利点	欠点
排出量単純比例型		<ul style="list-style-type: none"> ・排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。 ・単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量に関わらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。（均一従量制） 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度が単純で分かりやすい。 ・排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。

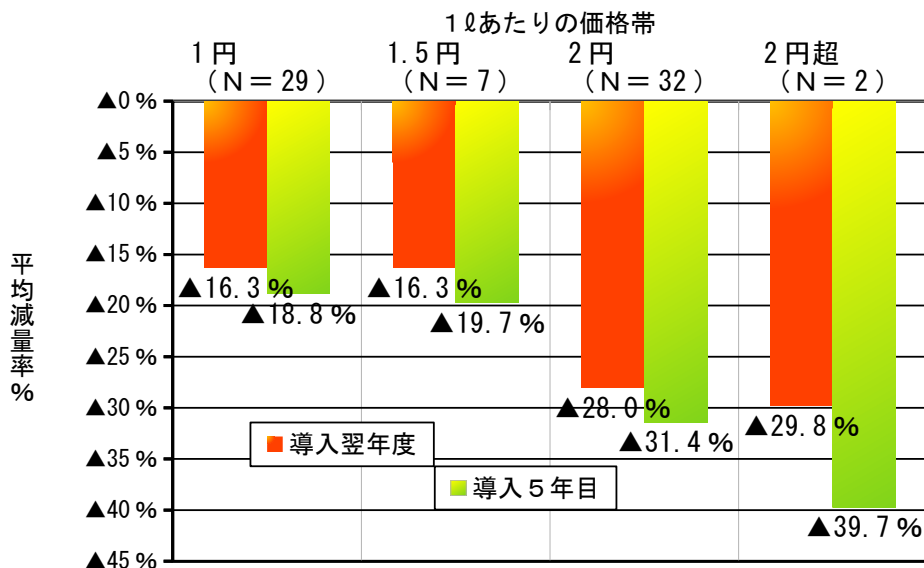
(出典) 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」

(4)手数料の水準

①「一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果」「住民の受容性」「周辺市町村における料金水準」などを考慮して手数料の水準を設定します。

②全国の事例では上記①を踏まえ、ごみ袋1ℓ当たりの単価が1円から2円超に設定されており、手数料水準が高くなるほど、減量効果が高くなる傾向が見られます。

(グラフ1) 手数料水準と家庭ごみ排出量(可燃・不燃・粗大)の減量効果
(2000年度以降有料化導入・単純従量制70市)



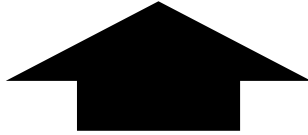
(出典) 東洋大学教授 山谷氏の第5回全国都市アンケート調査結果をもとに作成

(5)導入スケジュール

年度	R6.9 判断	R6.12 判断	R7.3 判断
R6年度	5月 ↓ 9月 緊急減量期間	5月 ↓ 12月 緊急減量期間	5月 ↓ 緊急減量期間
	10月 有料化の判断 基本方針策定と条例改正に着手	1月 有料化の判断 基本方針策定と条例改正に着手	
R7年度	12月 基本方針案の審議会への諮問	3月 基本方針案の審議会への諮問	3月
	3月 審議会答申 基本方針策定		
R8年度	6月 条例改正	6月 審議会答申 基本方針策定	4月 有料化の判断 基本方針策定と条例改正に着手
		9月 条例改正	5月 審議会への諮問 8月 審議会答申 基本方針策定 12月 条例改正
	4月 新ごみ焼却場稼働 有料化施行	4月 新ごみ焼却場稼働 (生活系ごみの排出規制) 6月 有料化施行	4月 新ごみ焼却場稼働 (生活系ごみの排出規制) 9月 有料化施行

(6)手数料収入活用のイメージ

目的： ゼロカーボンシティ会津若松の形成推進



1. 資源循環型社会形成推進 (3R+Renewable 推進)	2. 脱炭・地球温暖化対策	3. 地域コミュニティ対策
(1)ごみ減量・資源化の推進 (2)資源化品目の追加 (3)ごみステーションの機能充実 (4)環境教育 (5)ごみ処理施設の整備・償還	(1)省エネの推進 (2)電化の推進 (3)再生可能エネルギーの地産地消の推進	(1)高齢者等のごみ出し支援 (2)ごみ有料化により影響を受ける方への支援



財源： ごみ処理手数料 等